

加古川市上下水道局工事成績評定実施要領

平成16年3月19日
管 理 者 決 定

(目的)

第1条 この要領は、加古川市上下水道局工事検査要領（平成10年訓令第6号。以下「検査要領」という。）第13条に規定する工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めることにより、上下水道局が請負契約を締結した工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、上下水道局経営管理課において契約を締結する全ての工事（以下「対象工事」という。）とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査要領第2条に定める検査員、主任監督員又は工事担当課長、その他工事担当係長とする。

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、検査員にあつては、工事の施工途中及び完成時の検査の後とし、主任監督員、工事担当課長又は工事担当係長（総括評価員と称する。）にあつては、工事の完成時の検査依頼の時とする。

(評定の方法)

第5条 評定者は、工事ごとに監督又は検査業務の遂行上確認した事項に基づき、独立して公平かつ公正に評定するものとする。

- 2 評定者は、検査後に工事の手直しがあつたときは、手直し前の状態をもって評定するものとする。
- 3 評定者は、別に定める工事成績採点の考査項目別運用表（別紙1、2及び3）及び工事成績採点表（別記様式第1）により評定するものとする。
- 4 評定者は、別に定める記入方法及び留意事項（別紙4）及び「施工プロセス」のチェックリスト（別紙5）を考慮して評定するものとする。
- 5 評定者は、考査項目第4工事特性、第5創意工夫及び第6社会性等について、請負者から当該工事における当該項目の実施状況に関する資料が提出されたときは、それを適切に評定に反映させるものとする。

(工事成績評定点)

第6条 工事成績評定点とは、完成検査後に工事成績採点表により採点された評定点の合計（以下「評定点」という。）をいう。

(評定点の通知)

第7条 前条に規定する評定点は、別に定めるところにより請負者に通知するものとする。

(評定点の公表)

第8条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、対象工事のうち、予定価格が500万円以上の工事（以下「公表対象工事」という。）について、評定点を公表するものとする。この場合において、公表の事務取扱に関する事項は別に定める。

(優良工事の公表)

第9条 管理者は、市内に本店を有する請負者が施工した公表対象工事のうち、評定点が80点以上の工事（以下「優良工事」という。）を公表するものとする。

(優良工事の公表方法)

第10条 優良工事の公表は、上下水道局のホームページに掲載する方法で行うものとする。

- 1 優良工事の公表の時期及び期間は、別表に定めるとおりとする。
- 2 優良工事の公表の内容は、工事名、工種、請負者名及び評定点とする。

(不良工事)

第11条 管理者は、対象工事のうち、評定点が50点未満の工事を施工した請負者は、加古川市上下水道局指名停止基準（平成13年訓令第6号）別表第1の11に基づき指名停止を行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成18年5月10日から施行し、平成18年5月10日以降に契約を締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行し、平成21年5月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に契約を締結している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に契約を締結している工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

公表の方法	公表の時期	公表の期間
加古川市上下水道局 ホームページ	完成検査に合格した月の翌月とする。	公表を行った日から 起算して1年間とする。